公　告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和６年７月１０日

大分県知事　　佐　　　藤　　　樹　　　一　　　郎

１　競争入札に付する事項

（１）委託業務内容

　　　大分県地方税電子申告システム等ＡＳＰサービス提供業務

（２）委託期間

　　　契約の日から令和８年１２月２０日までの長期継続契約とする。

２　大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下、「運用基準」という。）による。

なお、運用基準６の規定に基づき紙により入札参加を希望する者は、別添１を確認のうえ入札書を下記８に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

３　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有していると見なされている者を含む）」を有している者であること。

（３）地方税共同機構（以下「共同機構」という。）において、認定委託先事業者として登録されている者であること。

（４）競争入札参加資格確認申請書を令和６年７月２３日（火）１５時００分までに大分県総務部税務課税務電算班に提出した者であること。なお、期日以降に提出を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

（５）本件調達に係る仕様書に基づき、電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

（６）本件調達の公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、大分県から指名停止を受けていないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

（８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

（９）自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員が役員となっている事業者

④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者

⑦暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

４　契約条項を示す場所及び日時

　　大分県ホームページ及び電子入札システム上に８に記す開札日までに入札説明書等を掲載することにより契約条項を示す。ただし、９に記す再入札を行うときは再入札の開札日まで延長する。

５　電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

　（１）使用言語　日　本　語

　（２）通　　貨　日本国通貨

６　電子入札システムによる参加申請の期限

令和６年７月２３日（火）１５時００分

７　電子入札システム入札金額の入力期限

令和６年７月３０日（火）１５時００分

８　紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

（１）提出場所　大分県総務部税務課税務電算班

（２）提出期限　令和６年７月３０日（火）１５時００分までに必着のこと。

９　電子入札システムによる開札予定日時

令和６年７月３１日（水）１０時００分

10　再入札

　　開札した場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の８第４項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

11　入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除する。

12　契約保証金に関する事項

　　大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。

13　入札の無効

　　大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第２７条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札を無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14　最低制限価格に関する事項

　　設定しない。

15　落札者の決定方法

　（１）有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

（３）再入札は２回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

16　特記事項

　　当該契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の３の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、当該契約は解除できるものとする。

17　その他

　　その他の詳細は、入札説明書による。

18　本入札に関する問い合わせ先

　　大分県総務部税務課税務電算班

　　〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号

　　電　話　０９７－５０６－２３９２

　　E-mail　a11500@pref.oita.lg.jp